



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	教育と福祉：イギリスのパストラル・ケアについて
Author(s)	高山, 武志
Citation	教育福祉研究, 1, 51-55
Issue Date	1991-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28313
Type	departmental bulletin paper
File Information	1_P51-55.pdf



《特別寄稿》

教育と福祉

——イギリスのパストラル・ケアについて——

高山 武志*

教育計画研究室での「教育福祉研究」の発刊に際して稿を求められたが、今後の研究調査のいささかの参考になればと思い、イギリスのコンプリヘンシヴ・スクール（総合制中等学校）におけるパストラル・ケアの現状について紹介し、責を果たしたい。

1 パストラル・ケア [pastoral care]

この言葉は、教育用語として日本ではあまり知られていないようで、たとえば『現代教育学辞典』（労働旬報社 1988年）にも載っていない。紹介されているうちもっとも詳しいのは“Secondary Schools And the Welfare Network” Edited by Daphne Johnson 1980の日本語訳『イギリスの教育と福祉——問われる学校の責任と限界——』（岩橋法雄・福知栄子他訳 法律文化社 1983年）と、その中の訳者はしがきおよび解説であろう。したがって詳細は同書を読んでいただきたいが、パストラル・ケアの概念は同書からの引用によれば次のようなものである。

「……1965年を前後として学校がその機能として取り組まなければならなかった生徒への福祉の諸機能を総称して言い、主にその理念を表現する。そして pastoral care の中等学校での具体的な現れとしての活動およびその形態が、個々の pastoral work であり、それらの組織体制が pstoral system なのである。……」⁽¹⁾

イギリスでは今日、コンプリヘンシヴ・スクー

ル（総合制中等学校）に関連してパストラル・ケアが重要視されているが、総合制中等学校が出てくる前の中等学校でも、生徒の福祉ニーズは取り扱われていた。しかし「今日の注目すべき特徴は、一般に〈パストラル指導体制〉として特別な組織が確立されてきていることであり、中等教育における社会的・情緒的側面を知的側面と同等の地位に位置付けよう」と意図するものである。」⁽²⁾

このパストラル・ケアに相当する日本語は、原語の持っている意を十分つくさないにしても「生徒指導」であろう。

「生徒指導」が援助や保護と管理という両面を持つように、パストラル・ケアの歴史でも両側面の矛盾の克服ということが、イギリスでの教育サイドからの「教育福祉」研究の中心課題の1つになっている。⁽³⁾

イギリスの総合制中等学校のパストラル・ケアは、3つの局面を経過してきているといわれている。すなわち、初期には管理的側面の重視、つぎにハンディキャップをもつ生徒や「問題児」に対する個別カウンセリング、全生徒を対象とするパストラル・カリキュラムの開発という3段階である。それは要するに「単に悪者 (miscreants) を取り扱うことから、つぎにはパストラル・ケアに従事する独立した専門家に移行し、最終的にはすべてのスタッフが関係するパストラル的および教科的 (academic) 業務の総合に至る進化である。」⁽⁴⁾

しかし、上述のことは、すべての学校が第1、第2の段階を離れ、第3段階に現在あるということではない。パストラル・ケアは、学校によって

*北海道大学名誉教授
釧路公立大学 教授

さまざまに解釈され、重点の置き方がことなっているのが現状である。しかし、パストラル・ケアが「教育福祉」の中心課題の1つになっていることから判断できるように、パストラル・ケアを生徒の「福祉」(general welfare)にかかわるものとして捉え、それにふさわしい内容を持つものにしてしようとする努力がなされているのが一般的傾向であろう。

2 総合制中等学校のパストラル・ケアの概観

教育科学省 (Department of Education and Science—DES)の視学官 (Her Majesty's Inspector—HMI) による評価をとまなう中等学校の全国調査 (Secondary Schools—An appraisal by HMI, 1988) を資料として、イギリスの中等学校におけるパストラル・ケアのマクロ的現状についてみてみよう。

この調査は、1982年から'86年にかけて、イングランドの185の中等学校について行われたものである。HMIは教育科学省に所属しているが、いわば教師中の教師としてその専門性が高い評価を受け、その見解は中立性を持つとされ、大きな影響力を持っている。同報告書には中等学校の諸側面についての調査と評価が書かれているが、パストラル・ケアに関しては、学校社会 (School Community) という項目で扱われている。

(1) パストラル・ケアの組織⁶⁾

組織的形態には、学年制度 (year system) と学寮制度 (house system) の2つがある。前者は、学年ごとあるいは上級、中級、下級学校別に組織された水平的制度 (horizontal system) である。後者は、各学年の生徒から構成された垂直的制度 (vertical system) である。現在5分の4の学校は、学年制度を採用し、学寮制度をとっているのは10分の1程度である。その他の、主として小規模学校では、クラス担任が個人指導教師 (tutor) を兼任してパストラル・ケアを担当し、教頭が全

般的責任を負っている。

学年および学寮制度には、それぞれheadがいるのが通例で、パストラル・ケアを統括している。各学年あるいは学寮はいくつかのグループに分かれそれを指導するチューターがつく。

チューターがグループに接触する時間は、学校によって相当異なっている。毎朝の短い登録時間 (registration sessions) の時のみ指導を行う学校から、毎週25分から30分3回指導する学校もある。その裁量はチューターに任されている場合が多いが、指導時間に組織的なプログラムを組んでいる学校が増加している。チューターがグループにおいて個人指導をおこなうときのトピックスは、教科選択、宿題記録簿 (homework diaries)、生徒会での議題、自己評価への手助け、個人およびグループの勉強などに関するものである。しかし、しばしば個人指導の時間が日常的な管理や伝達とか、宿題に追いつくように生徒に注意するなどの問題に費やされており、パストラル関係の教員が個人指導の時間の目的を明確にし、個人指導時間が学校の全般的制度の中で価値あるものでかつ必要な側面であり、そして生徒からもそうであるとみなされるようにしなければならないと勧告している。

そして、調査された半数以上の学校でパストラル・ケア制度の責任が明確に規定され、それが実行されているとし、もっとも成功しているパストラル制度は次のような特徴を持っていることを指摘している。

- 1) 同意された目的・目標に関連する明確なポリシーがある。
- 2) 上級および中間管理レベルのパストラル教員も学級教師、チューターも詳細かつ現実的な職務規程 (job description) を持っている。
- 3) 生徒たちは、制度を良く理解し、それを上手に使用し、学校生活に積極的に参加している。
- 4) すべての教師は、自分たちの授業が生徒へのケアや福祉に貢献していることを認識し

ている。

- 5) チューターは、自分たちがパストラル・ケアの責任をもっているグループに、ケア以外の授業を教えている。
- 6) 個人指導を有効に使用している。
- 7) チューターは、教科の選択にアドバイスしたり、職業やコース選択のための参考資料など提供し、生徒たちが教科授業グループに位置づくようにするために積極的な役割を果たし、かつ概して生徒たちをよく知っているようにおもわれる。
- 8) パストラル教員は、生徒たちの一般のおよび教科授業の進歩を正確にモニターする責任を、明確に認識している。
- 9) パストラル制度は、学校の一般的に静かな環境や生徒たちの良い行動、効果的な学習ができるような条件づくりに貢献している。
- 10) 学校外の諸機関、特に教育福祉サービス (the education welfare service) と有効な関係が存在している。

(2) 教科指導とパストラル・ケアの連携⁶⁾

この問題に関しては、理想的に言えば、パストラルと教科指導の両制度が、生徒の個人的、社会的およびアカデミックな発達を育成し、学校の目的を達成する上で統合されることが望ましいとされている。しかし、大部分の学校では、パストラルと教科の両制度は並列の状態にあると報告されている。

教科指導とパストラル・ケアの連携を阻害している要因として、報告書では次のような3つを上げている。

- 1) 学級チューターは必ずしも直接生徒の(教科の)進歩をモニターすることにかかわっていない。
- 2) パストラル・ケアの学年や学寮の責任者 (heads of year or house) は、必ずしも彼らの責任対象である生徒たちに学校から提

供されているカリキュラムに関して、十分知らない。

- 3) 連携するための時間と適切な計画が欠けている。たとえば、ある学校では、チューターが定期的に生徒の学習帳を点検することが期待されているが、その他の管理的業務のためにそれができないなどのために、生徒と教科の進捗について討議することができない。また、学級チューターが自分のグループに所属している生徒たちの健康やその他の特別ニーズについて、教科教師に適切な情報を伝達していないなどの例がある。

要約すれば、パストラル・ケア体制が総合制中等学校で確立してきていながら、それと教科指導とに融合するかという点では、いまだ多くの課題を残しているということであろう。

次に紹介するパストラル・カリキュラムは、その問題を克服する1つの試みである。

3 パストラル・カリキュラム

イギリスの研究者や教師のパストラル・ケアに対する態度は、およそ次の3つの類型があるといわれている。

その一極は、福祉的任務が学校の第一義的任務であるとする見解である。たとえば、Marland は次のようにいっている。

「学校は、もし個々の生徒が自分自身を発見し、自分の勉学や生活に対する意義を見出すように援助しないとすれば、学校は社会の複雑な文化を伝達するための有効な手段ではなくなるであろう。これをするために、学校の中心的任務、そのパストラ・ワークは敏感で暖かく、ヒューマン、効率的、現実的かつ完全でなければならない。」⁷⁾

その対極には、福祉は、学校や教師にとって必要あるいは本来的な業務ではないとする見解がある。たとえば、ある教師は、教師は教師であるべきであるとし、教科をマスターし、教えることに習熟している教師は、そのことだけで社会に貢献しているのであって、それ以上のことを望むのは、

自己欺瞞的な愚行であるといっている。

以上の両極にある中間的な立場は、学校教育の福祉の次元は重要であるにしても、パストラル・ケアは、本来学習を補助するものでなければならないとするものである。

問題は、学校の責任と限界という難問にかかわるものであるが、いずれにしても、学校が1つの社会として、社会からあるいは生徒の期待に応えるためには、教師と生徒間の相互理解にもとづいて両者間に良き関係が樹立されることが必要であろう。

教師が上記3つのいずれの見解をもつにしても、生徒との良き関係を学校全体のものにする責任の一端を担わざる得ないことはいうまでもない。その結果として、その責任を、比較的少数の生徒を対象とするパストラル・ケアのみに任せざるべきではなく、教科教育の一部分として組込むべきであるとする主張がでてくる。パストラル・カリキュラムは生徒に対するケアと授業を結合する試みの1つである。

Hargreaves は、それについてつぎのようにいっている。

「その最良の社会的、個人的教育 (social and personal education) は、学校の仕事のパストラルおよびアカデミックな両側面をつなぐ重要な橋で、学校の諸目的と業務に役立つべきである。」⁽⁸⁾

このパストラル・カリキュラムのイギリス全体についての実施状況を把握するデータを所持していないが、筆者が1988年に訪問したケンブリッジ州のピーターバラの1総合制中等学校における実例を通して、その一端をうかがってもらいたい。⁽⁹⁾

パストラル・カリキュラム (以下P.Cと略) の第1の目的は、生徒の個人的、社会的ニーズに対応するものであるが、同時にこのコースは、他のカリキュラムに含まれているパストラル的側面を、補充し強化するように組織されている。

その内容はつぎのとおりである。

1～3 学年

学習スキル (Study Skill)、健康教育、社会および生活スキル (Social and Life Skill)、

趣味および余暇活動、地域社会研究および市民権 (Community Studies and Citizenship)。

4～5 学年

進路 (Careers)、消費者教育 (Consumer Education)、産業教育および実地経験 (Industrial Education and Work Experience)、自由と制約、法と秩序、父母教育および家庭生活。

P.C は、それぞれ異なるアプローチと教授方法をもつ全スタッフにより教えられている。

むすび

学校教育をめぐる生じている諸問題は、学校での「生徒指導」の在り方にかかわるものが多い。

「教育福祉」をかりに学校教育と福祉の関連する問題として限定した時、今日の日本において「生徒指導」が「教育福祉」研究の対象となりうるか、あるいは対象となるならばどのような視点からのアプローチがあるであろう。

筆者は、近頃このようなこと考え、脇道であるが、パストラル・ケアが「教育福祉」研究の中心課題の1つであるイギリスの資料を読みながら、それへの解答の手がかりを得たいものだともっている。答がでるまでの途はなお遠く、教育計画研究室でもこの問題を少しでも討議してもらえればとおもい、筆をとった次第である。

注

- (1) “Secondary Schools and the Welfare Network” Edited by Daphne Johnson 他 (George Allen & Unwin Ltd. 1980年) (和訳「イギリスの教育と福祉」岩橋法雄・福知栄子他訳、法律文化社、1983年) 訳者まえがきP 3.
- (2) 同上書P 16～17.
- (3) “Schooling and Welfare” Edited by Peter Ribbins (The Falmer Press, 1985年) 参照
- (4) “Comprehensive Schools—Past, present and future,” Alan Weeks (Methuen, 1986年) P 129.

- (5) “Secondary Schools—an appraisal by HMI” (HMSO, 1988) P 68～69.
- (6) 同上書 P 69～70
- (7) 前掲 “Schooling and Welfare” P 3.
- (8) 同上書 P 58.
- (9) “Walton Comprehensive School Governors Report” (1986-87)の Pastoral Curriculum の項より